

神戸国際大学公的研究費不正防止計画

| 項目                           | 不正の発生要因   | 想定されるリスク                                   | 具体的な防止計画  |
|------------------------------|---|--|---|
| 1 責任体系の明確化                   | 責任体系が不明瞭であったり組織の実態に即しておらず、ガバナンスが機能していない。        | 管理・監督が適切に行われず、不正が発生する。                     | 公的研究費の適正な運営・管理を行うために「神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」を制定し、同規程に基づき「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」を定めて、その職責を示すとともに、責任体系を明確化する。また、責任体系に実態との乖離がないかを定期的に検証する。 |
|                              | 責任体系についての理解が不足している。                             | 内部統制が有効に働かずに、不正が発生する。                      | 責任体系をホームページで公表するとともに、公的研究費に係る説明会・研修会等においても周知徹底を行う。  |
| 2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備        | 使用ルールが曖昧で、処理方法が統一されていない。                        | 適切な経理が行われず、不正が発生する。                        | 「神戸国際大学公的研究費事務取扱規程」を制定し、使用ルールを明確にする。  |
|                              | 使用ルールと実態が乖離しており、例外処理が常態化している。                   | 適切な経理が行われず、不正が発生する。                        | 「神戸国際大学公的研究費事務取扱規程」に定める使用ルールに、実態との乖離がないかを定期的に検証する。  |
|                              | 使用ルールが認知・理解されていない。                              | 誤解や拡大解釈等が生じ、不正が発生する。                       | 説明会・研修会等において、使用ルールの周知徹底を行う。   |
|                              | 職務権限が曖昧である。                                     | 各関係者が然るべき役割を果たせず、不正が発生する。                  | 各種規程を整備し、職務権限を明確にする。  |
|                              | 公的な研究費であるという意識が希薄である。                           | 不正使用の重大性に対する認識が欠け、安易に不正が行われる。              | コンプライアンス教育を毎年実施し、法令遵守意識を定着させる。  |
|                              | 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関するルールが整備・周知が不十分である。             | 不正を行った者が告発を受ける可能性が低下し、抑止効果が働かず、安易に不正が行われる。 | 「神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程」を制定し、ルールを整備する。ルールや告発等を受け付ける窓口の存在について、周知徹底を行う。  |
|                              | 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関するルールが組織の実態と乖離しており、適切に運用されていない。 | ルールに対する信頼性が欠けることにより、抑止効果が働かず、安易に不正が行われる。   | 「神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程」に定める使用ルールに、実態との乖離がないかを定期的に検証する。  |
| 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 | 不正を発生させる要因の把握が不足している。                           | 不正防止計画に実効性がなく、不正が発生する。                     | 内部監査部門と連携しつつ、定期的実施状況を検証し、不正防止計画を改定する。   |

| 項目                                | 不正の発生要因  | 想定されるリスク  | 具体的な防止計画  |
|-----------------------------------|--|---|---|
| 研究費の適正な運営・管理活動<br>(総論)            | 研究費が適正に執行されているか否かについて、第三者からのチェックが機能していない。                  | 当事者(研究者、研究協力者、取引業者等)まかせになることにより、不正が発生する。                                      | 研究費の執行や購入物品の管理にあたっては第三者がチェックを行うこととし、抑止効果が働くように事務取扱ルールを整備する。   |
| 4<br>研究費の適正な運営・管理活動<br>(具体的な取組事項) | 購入物品の検収を行わない或いは検収が不十分である。物品の所在確認を行わない或いは確認が不十分である。         | 検収を行わない或いは検収が不十分となることで、架空取引が行われる。所在確認を行わない或いは確認が不十分となることで、換金性の高い物品の不正処分が行われる。 | 購入した全ての物品に対し、事務職員が検収を行う。事務部門が適宜物品の所在確認を行う。  |
|                                   | 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等)に対する検収が不十分である。 | 架空の発注が行われる。   | 完了報告書等の成果物により検収を行う。有形の成果物がない場合には、立会い等の現場確認を行うことにより検収を行う。  |
|                                   | 取引業者と研究者との癒着の可能性に対して、運営・管理上のチェックや注意喚起がなされていない。             | 取引業者と結託し、架空の発注が行われる。また、これにより預け金が発生する。   | 一定の取引実績を考慮し、取引業者に誓約書の提出を義務付ける。  |
|                                   | 出張の実態を証明する書類の提出が求められていない。                                  | 旅費の架空請求や水増し請求が行われる。   | 出張の実態確認のため、出張報告書の提出を義務付ける。その際、出張の実態を証する書類(会議の開催通知、学会等のプログラム、交通機関発行の領収書、宿泊施設発行の領収書等)を添付させる。必要に応じて事務部門が出張先に確認を行う。 |
|                                   | 同一旅行に係る旅費の、本学及び他機関の二重請求について、チェックする体制が整備されていない。             | 旅費の二重請求が行われる。   | 他機関から旅費が支給される場合には、出張依頼状等にその旨を明記を求める。必要に応じて事務部門が本人又は他機関に確認を行う。   |
|                                   | 研究協力者の勤務管理体制が不十分である。                                       | 実態のない給与・謝金が支出される。また、これが研究者に還流される。   | 出勤簿を事務部門で管理する、業務が行われたことを証明する資料(業務報告書、成果物等)を事務部門に提出させる等、勤務管理を研究者のみが行うことのないようにする。                                 |
|                                   | 予算執行状況が適切に把握されていない。  | 計画通りに予算執行ができず、特定時期に執行が集中する。不必要・目的外の予算執行がなされる。                                 | 事務部門が、予算執行状況を適時確認し、必要に応じて改善を求める。その際、場合によっては、繰り越し、返還等の提案を行う。   |

| 項目            | 不正の発生要因                                    | 想定されるリスク                       | 具体的な防止計画                                      |
|---------------|--|--------------------------------|---|
| 5 情報発信・共有化の推進 | ルール等に係る相談窓口が存在しない。                         | 研究者がルールを認知する機会が不十分になり、不正が発生する。 | ルール等に関する相談を受け付ける窓口を設置する。                      |
|               | ルール等に係る相談窓口の存在が十分に周知されていない。                | 研究者がルールを認知する機会が不十分になり、不正が発生する。 | 相談窓口の設置を広く周知し、利用促進を図る。                        |
| 6 モニタリングの在り方  | 内部監査において不正を発生させる要因に応じたリスクアプローチ監査が徹底されていない。 | 抑止効果が発揮されず、不正が発生する。            | 不正発生要因に応じたリスクアプローチ監査を実施することにより、抑止効果の充実・強化を図る。 |